

吹田市自転車駐車場条例施行規則の一部改正の骨子案

1 目的

- (1) 一部施設において、利用可能車種を増やし、利便性の向上を図ります。
- (2) 一部施設において自動管理ゲートシステムを導入することに伴い、入出場可能時間の変更を行います。

2 改正の内容

(1) 利用可能車種の変更

下記の施設において、利用可能車種を「原動機付自転車のみ」から「自転車及び原動機付自転車」に変更します。

また、各施設の収容台数の変更点は以下のとおりです。

① 阪急北千里駅前東第1自転車駐車場

車 種	変更前	変更後	(参考)平成30年度 平均利用台数
自転車 (定期)	0台	45台程度	駐車枠なし
原動機付自転車 (定期)	148台	120台程度	108台/日

② 阪急南千里駅前西第2自転車駐車場

車 種	変更前	変更後	(参考)平成30年度 平均利用台数
自転車 (定期)	0台	35台程度	駐車枠なし
原動機付自転車 (定期)	68台	60台程度	51台/日
原動機付自転車 (一時)	30台	15台程度	8台/日

(2) 江坂駅前中央自転車駐車場における入出場可能時間の変更

当該施設で自動管理ゲートシステムを導入することに伴い、当該施設の入出場可能時間を「午前6時30分から午後10時まで」から「午前0時から午後12時まで」に変更します。

3 施行予定日

- (1) 令和2年(2020年)4月1日から施行します。
- (2) 令和2年(2020年)2月1日から施行します。